

川崎市上下水道局工事請負契約に係る一般競争入札の中止に伴う設計図書類購入費用の負担に関する要領

(平成24年4月3日24川上総契第4号)

川崎市上下水道局工事請負契約に係る一般競争入札の中止に伴う設計図書類購入費用の負担については、工事請負契約に係る一般競争入札の中止に伴う設計図書類購入費用の負担に関する要綱(平成24年3月30日付け23川財契第12738号)を準用する。この場合において、同要綱中「市長」及び「財政局長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「市」及び「本市」とあるのは「局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月10日から施行し、同日以後地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告をする一般競争入札から適用する。